平成２５年（フ）第２３６号
東京都世田谷区船橋１丁目23―12―202
債務者　小川　寛子
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４４号
埼玉県川口市芝高木１丁目５―11―106
債務者　松原　　孝
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４８号
神奈川県川崎市幸区小向仲野町14―２―105
債務者　加藤　広見
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４９号
東京都町田市成瀬１丁目２―７―201
債務者　山内　正也
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第４０３号
鹿児島県鹿児島市和田１丁目９番10号　セジュールＡ102号
破産者　笹川　次雄
1　破産債権の届出期間　平成25年２月６日まで
2　一般調査期日　平成25年３月６日午前10時10分
平成25年１月16日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第５４４０号
大阪市住之江区浜口西１丁目14番10号202号
破産者　植元　律雄
1　破産債権の届出期間　平成25年２月15日まで
2　一般調査期日　平成25年３月14日午後３時30分
平成25年１月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０３９号
大阪市生野区生野西１丁目２番14号
破産者　塩谷　茂利
1　破産債権の届出期間　平成25年２月15日まで
2　一般調査期日　平成25年３月21日午後３時30分
平成25年１月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８９号
横浜市鶴見区生麦５丁目16番26号
破産者　吉岡　直美（旧姓神野）
1　破産債権の届出期間　平成25年２月18日まで
2　一般調査期日　平成25年７月４日午後１時30分
平成25年１月17日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１８７号
大阪府摂津市鳥飼下１―17―８、商業登記簿上の本店所在地大阪府堺市堺区三宝町９丁393番地
破産者　株式会社ハマ・エンタープライズ
1　破産債権の届出期間　平成25年２月18日まで
2　一般調査期日　平成25年３月18日午前11時
平成25年１月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８０号
埼玉県吉川市大字保448番地　河口コーポ３―202
破産者　根岸　郁枝
1　破産債権の届出期間　平成25年２月20日まで
2　一般調査期日　平成25年３月８日午前10時45分
平成25年１月16日
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４４号
京都府京丹後市峰山町上22番地
破産者　平井　輝男
1　破産債権の届出期間　平成25年２月20日まで
2　一般調査期日　平成25年４月17日午前11時
平成25年１月16日　京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第３９号
京都府宮津市字獅子550番地
破産者　柴田　正和
1　破産債権の届出期間　平成25年２月20日まで
2　一般調査期日　平成25年４月24日午前11時
平成25年１月16日　京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第２０１６号
兵庫県西宮市一里山町10番25―509号
破産者　西村　辰雄
1　破産債権の届出期間　平成25年３月14日まで
2　一般調査期日　平成25年４月18日午後３時30分
平成25年１月16日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２４年（フ）第５４２７号
大阪市此花区梅香１丁目15番20号
破産者　株式会社アドン
1　期日　平成25年３月14日午後３時
2　会議の目的　財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年１月15日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会期日変更

平成２４年（フ）第４１７号
沖縄県那覇市字松川360番地　山善アパートＢ―202
破産者　新里　武仁
主文　平成25年２月７日午前11時の本件債権者集会（財産状況報告・計算報告・廃止意見聴取）期日を平成25年２月７日午前10時に変更する。
平成25年１月４日
那覇地方裁判所民事第３部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第５３２４号
大阪市住之江区北加賀屋３丁目５番48号
破産者　有限会社大江電機
異議申述期間　平成25年３月６日まで
平成25年１月16日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第１１号
福井県あわら市二面68号１番地
清算株式会社　株式会社芝政
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福井地方裁判所民事部

平成２４年（ヒ）第１号
三重県名張市八幡字口入野1300番地の２
清算株式会社　株式会社ヒサゴ
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
津地方裁判所伊賀支部

更生計画変更

平成２０年（ミ）第１４号
東京都中央区日本橋富沢町８番６号
更生会社　日本ロックエンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件更生計画を変更する。
3　更生計画変更計画の要旨
⑴　更生計画第３章第１節第１、２⑴に下記の条項を追加する。
記
但し、管財人は、別表７―１―１「更生担保権弁済計画表（継続使用を予定する不動産）」記載の債権の各分割弁済額について、一括弁済日において、当該更生担保権者の全てに対し、一律に、一括弁済することができる。この場合、裁判所による更生計画変更の決定があった日から３ヶ月以内に一括弁済日を定める。